

令和 7 年 8 月 26 日 招集

令和 7 年 門 真 市 教 育 委 員 会 第 8 回 定 例 会

# 議 案 書

門 真 市 教 育 委 員 会



## 議事日程

門真市教育委員会第8回定例会

令和7年8月26日（火）午後1時30分

本館4階委員会室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第30号	令和7年度全国学力・学習状況調査結果の公表について	1
第4	議案第31号	動産（水桜学園家具・什器等）の取得の申出について	3
第5	議案第32号	動産（水桜学園児童・生徒用机及び椅子）の取得の申出について	5
第6	議案第33号	令和7年度教育費補正予算の見積り申出について	7
第7	議案第34号	門真市立学校設置条例の一部改正の申出について	13
第8	議案第35号	門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について	16
第9	報告案件	門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告	—
第10		諸報告	17

## **議案第30号**

### **令和7年度全国学力・学習状況調査結果の公表について**

令和7年度全国学力・学習状況調査の公表内容について、教育委員会の議決を求める。

令和7年8月26日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

### **提案理由**

令和7年度全国学力・学習状況調査の結果が7月31日に公表されたことに伴い、本市の結果概要を教育委員会で報告するとともに、市民に対してホームページ等で公表する内容についての議決を得るため本案を提出するものである。

令和7年度 全国学力・学習状況調査  
結果概要（公表内容）

1 小・中学校 結果概要

2 小学校（国語・算数・理科）

標準化得点を活用した過去10年間の推移

3 中学校（国語・数学・理科）

- ・標準化得点を活用した過去10年間の推移
- ・CBT調査によるIRT（項目反応理論）に基づき算出された理科の平均スコア

4 児童生徒質問調査の主な概要

## 議案第31号

### 動産（水桜学園家具・什器等）の取得の申出について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、動産の取得を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年8月26日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

記

- 1 取得する動産 水桜学園家具・什器等
- 2 取得価額 231,000,000円
- 3 取得の相手方 大阪市都島区中野町1丁目7番20号  
石元商事株式会社  
代表取締役社長 石元 正之

## 参考資料

主 要 購 入 備 品 一 覧 表

番号	品 名	数 量
1	収納庫	93台
2	ロッカー	110台
3	書架・ブックトラック・ブックスタンド	59台
4	物品棚	33台
5	ランドセル収納・多目的収納棚	41台
6	楽器・専門備品収納	40台
7	生徒用実習机	150台
8	片袖机	26台
9	教卓	47台
10	会議テーブル・ワークテーブル	236台
11	台形・三角形テーブル	157台
12	カウンターテーブル	4台
13	演台・花台	2台
14	スタッキングチェア・会議椅子	766脚
15	事務用回転椅子	142脚
16	折りたたみ椅子（屋内運動場用）	780脚
17	生徒用椅子	386脚
18	スツール	297脚
19	ロビーチェア・ベンチ	38台
20	ホワイトボード	43台
21	衝立・パーテーション	18枚
22	カーテン	209枚
23	傘立て	24台
24	すのこ	68枚
25	くず入れ	112個

## 議案第32号

動産（水桜学園児童・生徒用机及び椅子）の取得の申出について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、動産の取得を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年8月26日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

記

- 1 取得する動産 水桜学園児童・生徒用机及び椅子
- 2 取得価額 15,397,778円
- 3 取得の相手方 大阪市都島区中野町1丁目7番20号  
石元商事株式会社  
代表取締役社長 石元 正之

## 参考資料

主要購入備品一覽表

番号	品名	数量
1	児童・生徒用机	1,093台
2	児童・生徒用椅子	1,173脚

議案第33号

令和7年度教育費補正予算の見積り申出について

令和7年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年8月26日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

令和7年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金

(項) 国庫補助金

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育費国庫補助金	千円 △ 551,523	学校施設環境改善交付金	千円 6,277	学校給食施設整備事業交付金 【学校適正配置推進事業】 6,277
		都市構造再編集中支援事業費補助金	△ 557,800	都市構造再編集中支援事業費補助金 【学校適正配置推進事業】 △ 557,800

(款) 市債

(項) 市債

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育債	千円 2,209,400	公共施設等適正管理推進事業債	千円 1,736,200	新統合学校整備事業債 【学校適正配置推進事業】 1,736,200
		行政改革推進債	192,900	公共施設整備事業債 【学校適正配置推進事業】 192,900
		デジタル活用推進事業債	280,300	校内LAN環境整備事業債 【GIGAスクール構想推進事】 133,100
				児童生徒用端末購入事業債 【GIGAスクール構想推進事】 143,200
				I C T 機器（大型提示装置）整備事業債 【学校適正配置推進事業】 4,000

(款) 繰入金

(項) 基金繰入金

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育振興基金繰入金	千円 △ 280,335	教育振興基金繰入金	千円 △ 280,335	教育振興基金繰入金 【GIGAスクール構想推進事業】 △ 280,335

令和7年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費

(項) 教育総務費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
事務局費	千円 20	○学校施設と教育環境の充実  <b>学校施設營繕事業</b>	千円  需用費  修繕料  その他修繕料 20

(款) 教育費

(項) 中学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校管理費	千円 6,575	○学校施設と教育環境の充実  <b>学校施設營繕事業</b>	千円  需用費  修繕料  施設等修繕料 6,575

歳出

(款) 教育費

(項) 教育総務費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
事務局費	千円 1,377,542	○学校施設と教育環境の充実  <b>学校適正配置推進事業</b>  1,377,542	千円  工事請負費  工事請負費（資産）  (仮称) 第四中学校区小 中一貫校他整備工事 1,377,542

(款) 教育費

(項) 教育総務費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
教育振興費	千円 374	○学校教育の推進  <b>医療的ケア児に対する看護師配置事業</b>  374	千円  報酬  会計年度任用職員 374

(款) 教育費

(項) 教育総務費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
教育振興費	千円 711	○児童・生徒の健全育成  <b>「チーム学校」支援体制充実事業</b>  711	千円  償還金利子及び割引料  過年度過誤納還付  令和6年度子ども・子育 て支援交付金国庫補助金 返還金 711

債務負担行為  
追加

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校他整備工事（令和7年度物価上昇対応分）	令和8年度	千円 362,237

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額

または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末まで の 支 出 見 込 額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国府 支 出 金	地 方 債	その 他	
(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校他整備工事（令和7年度物価上昇対応分）	千円 362,237	—	千円 —	令和8年度	千円 362,237	千円 —	千円 326,000	千円 —	千円 36,237

## 債務負担行為

### 変更

事 項	変更前		変更後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
(仮称)第四中学校区小中一貫校維持 管理業務委託	令和 7 年度 ～ 令和 8 年度	千円 30,606	令和 7 年度 ～ 令和 10 年度	千円 56,125

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額

または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一般財源	
						国府支出金	地方債		
(仮称)第四中学校 区小中一貫校維持 管理業務委託	千円 56,125	—	—	千円 令和 7 年度 ～ 令和 10 年度	千円 56,125	千円 —	千円 —	千円 —	千円 56,125

## **議案第34号**

### 門真市立学校設置条例の一部改正の申出について

門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年8月26日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

### **提案理由**

門真市立北巣本小学校を廃止し、門真市立四宮小学校の名称及び位置を変更する等につき、本案を提出するものである。

## 門真市立学校設置条例の一部を改正する条例

**第1条** 門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<b>別表</b> (第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>門真市立北巣 本四宮小学校</td><td>門真市北巣本町2番11号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		門真市立北巣 本四宮小学校	門真市北巣本町2番11号	(略)		<b>別表</b> (第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>門真市立四宮 小学校</td><td>門真市四宮2丁目8番1号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>門真市立北巣 本小学校</td><td>門真市北巣本町2番11号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		門真市立四宮 小学校	門真市四宮2丁目8番1号	(略)		門真市立北巣 本小学校	門真市北巣本町2番11号	(略)	
名称	位置																				
(略)																					
門真市立北巣 本四宮小学校	門真市北巣本町2番11号																				
(略)																					
名称	位置																				
(略)																					
門真市立四宮 小学校	門真市四宮2丁目8番1号																				
(略)																					
門真市立北巣 本小学校	門真市北巣本町2番11号																				
(略)																					

**第2条** 門真市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<b>別表</b> (第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>門真市立四宮 小学校</td><td>門真市四宮2丁目8番1号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		門真市立四宮 小学校	門真市四宮2丁目8番1号	(略)		<b>別表</b> (第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>門真市立北巣 本四宮小学校</td><td>門真市北巣本町2番11号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		門真市立北巣 本四宮小学校	門真市北巣本町2番11号	(略)	
名称	位置																
(略)																	
門真市立四宮 小学校	門真市四宮2丁目8番1号																
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
門真市立北巣 本四宮小学校	門真市北巣本町2番11号																
(略)																	

### 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和11年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 附則第4項の規定 公布の日
  - 第1条及び次項の規定 令和8年4月1日
  - 附則第5項の規定 令和10年4月1日  
(門真市立放課後児童クラブ条例の一部改正)
- 門真市立放課後児童クラブ条例（平成16年門真市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置)	(名称及び位置)

**第2条** 放課後児童クラブの名称及び位置

改正後		改正前	
は、次の表のとおりとする。		は、次の表のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
（略）		（略）	
門真市立北巣	門真市北巣本町2番11号	門真市立四宮	門真市四宮2丁目8番1
本四宮小学校		小学校放課後	号
放課後児童ク		児童クラブ	
ラブ			
（略）		（略）	

3 門真市立放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう  
に改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 放課後児童クラブの名称及び位置		第2条 放課後児童クラブの名称及び位置	
は、次の表のとおりとする。		は、次の表のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
（略）		（略）	
門真市立四宮	門真市四宮2丁目8番1	門真市立北巣	門真市北巣本町2番11号
小学校放課後	号	本四宮小学校	
児童クラブ		放課後児童ク	
		ラブ	
（略）		（略）	

(準備行為)

- 4 附則第2項の規定による改正後の門真市立放課後児童クラブ条例第2条に規定する門  
真市立北巣本四宮小学校放課後児童クラブに係る入会の許可等の準備行為は、この条例  
の施行前においても行うことができる。
- 5 附則第3項の規定による改正後の門真市立放課後児童クラブ条例第2条に規定する門  
真市立四宮小学校放課後児童クラブに係る入会の許可等の準備行為は、この条例の施行  
前においても行うことができる。

## **議案第35号**

### **門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により門真市議会に門真市教育委員会点検・評価報告書を提出するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年8月26日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

### **提案理由**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により別添の門真市教育委員会点検・評価報告書を門真市議会に提出するにつき、本案を提出するものである。

## 諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	損害賠償請求事件について